

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更
- ・灰色→廃止

訪問型サービス

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,168 単位	1,168	1月につき			
A2 1113	訪問型独自サービスⅠ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818			
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,051			
A2 1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736			
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割				事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	38	1日につき		
A2 2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27			
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	34						
A2 2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	24						
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,335 単位	2,335	1月につき			
A2 1213	訪問型独自サービスⅡ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635			
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,102			
A2 1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,472			
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割				事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき		
A2 2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54			
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69						
A2 2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	49						
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,704 単位	3,704	1月につき			
A2 1323	訪問型独自サービスⅢ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593			
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,334			
A2 1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,334			
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割				事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき		
A2 2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85			
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110						
A2 2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77						
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	266 単位	266	1回につき			
A2 2413	訪問型独自サービスⅣ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186			
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	239			
A2 2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	167			
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ				※1月の中で全部で4回まで	270			
A2 2513	訪問型独自サービスⅤ・初任				事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	189			
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	243						
A2 2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一	※1月の中で全部で9回から12回まで	170						
A2 2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	285 単位	285				
A2 2623	訪問型独自サービスⅥ・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200			
A2 2624	訪問型独自サービスⅥ・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257			
A2 2625	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	180			
A2 1411	訪問型独自短時間サービス				ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満)	165 単位	165	
A2 1413	訪問型独自短時間サービス・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	116			
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149						
A2 1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一	※1月につき22回まで	104						
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき				
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき				
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき				
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき				
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき				
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき				
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき				
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき				
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき				
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき				
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100				
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200				
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算					
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算					
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算					
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算					
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算					

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。